

職発 0914 第 2 号
令和 2 年 9 月 14 日

警 察 庁 生活安全局長
警 察 庁 交通局長
総 務 省 総合通信基盤局長
総 務 省 情報流通行政局長
総 務 省 情報流通行政局郵政行政部長
文部科学省 総合教育政策局長
文部科学省 初等中等教育局長
文部科学省 高等教育局長
厚生労働省 労働基準局長
厚生労働省 医政局長
厚生労働省 子ども家庭局長
厚生労働省 社会・援護局長
厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省 老健局長
農林水産省 大臣官房長
農林水産省 消費・安全局長
農林水産省 食料産業局長
農林水産省 生産局長
農林水産省 経営局長
農林水産省 農村振興局長
農林水産省 政策統括官
農林水産省 農林水産技術会議事務局長
林野庁長官
水産庁長官
経済産業省 大臣官房長
国土交通省 大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官

殿

厚生労働省
職業安定局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例及び
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を
利用する際の申請期限等に関する周知要請について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対しては、雇用調整助成金の特例制度等の実施により支援策を講じております。本特例の1つとして、令和2年1月24日から5月31日までに判定基礎期間の初日がある休業等については令和2年8月31日までを申請期限としていたところですが、先月末、これまでの申請状況等を踏まえ、令和2年1月24日から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等について、申請期限を令和2年9月30日まで延長することとしました。

上記判定基礎期間において休業等を行った事業主の皆様に対して申請期限延長に関する周知徹底を図るため、別添1のとおりリーフレットを作成し、厚生労働省ホームページに掲載しているところですので、貴省の所管団体等あて、周知の御協力をお願い申し上げます。なお、周知いただく際の文例についても、別添2のとおり作成いたしましたので、御参考いただければ幸いです。

また、今般、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けとることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給していますが、令和2年4月1日から6月30日までの休業についての休業支援金・給付金の申請期限も令和2年9月30日となっております。休業支援金・給付金につきましても、同様に、別添2を御参考に、周知の御協力をお願い申し上げます。

記

- 1 令和2年1月24日(※)から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等に係る雇用調整助成金の支給申請については、令和2年9月30日までに都道府県労働局又はハローワークに到達していなければなりませんので、必ず期限までに届くよう御提出下さい。また、雇用調整助成金等オンライン受付システムによる申請方法は、別添3を御覧下さい。

(※) 緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日

- 2 令和2年7月1日以降に判定基礎期間の初日がある休業等に係る雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請については、支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に都道府県労働局又はハローワークに到達していなければなりません。

- 3 令和2年4月1日から6月30日までの休業に係る休業支援金・給付金の支給申請については、令和2年9月30日の申請期限までに申請受付先(※)に到達していなければ支給を行えません。また、令和2年7月1日以降における休業に係る休業支援金・給付金の申請期限は以下の表のとおりとなります。

休業支援金・給付金については、労働者本人が申請をする制度ですが、申請に際しては、事業主が記載する欄があります。事業主におかれましても、適切な御対応をお願い

します。

(※) 〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金にかかる申請期限

休業した期間	受付開始日	締切日（郵送の場合は必着）
令和2年4～6月	令和2年7月10日（金）	令和2年9月30日（水）
令和2年7月	令和2年8月1日（土）	令和2年10月31日（土）
令和2年8月	令和2年9月1日（火）	令和2年11月30日（月）
令和2年9月	令和2年10月1日（木）	令和2年12月31日（木）

【照会先】

（雇用調整助成金）

職業安定局 雇用開発企画課

課長補佐 谷口 義隆

課長補佐 岩橋 貴生

産業対策係長 並木 佑介

（代表電話）03(5253)1111(内線 5785)

（直通電話）03(3502)1718

（休業支援金・給付金）

職業安定局 雇用保険課

課長補佐 伏木 崇人

企画係長 朝井 優

（代表電話）03(5253)1111(内線 5346)

（直通電話）03(3502)6771

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 15 日

パチンコ・パチスロ産業21世紀会

代表 阿部 恭久 殿

警察庁生活安全局保安課長

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を利用する際の申請期限等に関する周知について

貴団体におかれましては、平素から当庁への御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省職業安定局長より、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を利用する際の申請期限等について、別添のとおり通知がありましたので連絡いたします。

貴団体におかれましても、関係事業者各位に周知していただくなど、適切に御対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

【添付資料】

○「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を利用する際の申請期限等に関する周知要請について」（令和2年9月14日付け厚生労働省職業安定局長職発0914第2号）